

平成 24 年 8 月 22 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室

(担当・内線) 相談支援係 増田 小島 大畑(3149)

(代表電話) 03 (5253) 1111

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について、今般取りまとめましたので、公表します。

【調査目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、市町村及び都道府県を対象として、平成 23 年 4 月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※今回の調査対象は、全国 1,747 市町村、47 都道府県のうち被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）を除く、1,619 市町村、44 都道府県となっている。

【ポイント】

I 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 55%、複数市町村共同（単独＋複数市町村共同を含む）が 45%。
- 実施方法は、直営のみが 18%、委託を含むが 82%。
- 運営方法は、事業の対象とする障害の種類を定めていない「3 障害一元化」して実施が 75%。
- 対応日・対応時間は、24 時間 365 日対応が 28%。

II 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）

- 居住サポート事業は 14%、成年後見制度利用支援事業は 46%が実施。

Ⅲ 指定相談支援事業所等

- 指定相談支援事業所数は 2,907 事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所(委託相談支援事業所)は 68% (1,964 事業所)。
- 指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数 は 5,566 人。

Ⅳ 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者研修

- 平成 18 年度から平成 22 年度までの間の、相談支援従事者初任者研修修了者の合計は 45,207 人、サービス管理責任者研修修了者の合計は 66,797 人。

Ⅴ 自立支援協議会

- 市町村の 89%、都道府県の 100%が設置。

【調査結果の概要（市町村）】 (括弧内は別添資料 1：調査結果（市町村）のページ数)

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 55% (897 市町村)、複数市町村共同 (単独+複数市町村共同を含む) が 45% (722 市町村)。(P1)

- 実施方法は、直営のみが 18% (285 市町村)、委託を含むが 82% (1,334 市町村)。(P1)
〈障害者相談支援事業の実施方法〉

実施方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月
直営のみ	25%	22%	23%	19%	18%
委託を含む	75%	78%	77%	81%	82%

- 運営方法は、3 障害一元化して実施が 75% (1,211 市町村)、障害種別ごとに実施が 20% (322 市町村)、地域包括支援センターと一体的に実施が 4% (65 市町村)。(P1)

〈障害者相談支援事業の運営方法〉

運営方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月
3 障害一元化して実施	60%	63%	74%	74%	75%
障害種別ごとに実施	37%	32%	23%	21%	20%
地域包括支援センターと一体的に実施	3%	5%	3%	4%	4%

- 28% (454 市町村) が 24 時間 365 日対応。(P1)

- ピアカウンセリングは、35% (573 市町村) が実施。(P2)

- ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が 79% (450 市町村)、知的障害が 49% (281 市町村)、精神障害が 68% (389 市町村)。(重複あり)

- 平成 23 年度の障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計は、185.6 億円。(P2)

※ 地域活動支援センター I 型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費などを含めて

報告している市町村が存在するため、必ずしも正確な市町村の相談支援に係る委託費の予算額とはなっていない。

- ※ 1,619 市町村のうち相談支援を指定相談支援事業者へ委託している市町村数（1,334 市町村）で単純に割った場合、1 市町村当たり 1,391 万円。
（委託している市町村（1,334 市町村）の中には、「委託」のみの市町村と、「直営+委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれていることに注意が必要。）

2 市町村相談支援機能強化事業について

- 49%（790 市町村）が実施。（P5）
 - ・ 実施市町村の割合は、平成 19 年 4 月が 35%（640 市町村）、平成 20 年 4 月が 40%（720 市町村）、平成 21 年 4 月が 44%（785 市町村）、平成 22 年 4 月が 47%（824 市町村）。

3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

- 14%（227 市町村）が実施となっており、低調な状態が続いている。（P6）
 - ・ 実施市町村の割合は、平成 19 年 4 月が 12%（228 市町村）、平成 20 年 4 月が 11%（199 市町村）、平成 21 年 4 月が 12%（221 市町村）、平成 22 年 4 月が 13%（224 市町村）。
- 平成 22 年度の居住サポート事業における入居支援の実利用者は 1,354 人、24 時間支援の登録者数は 1,513 人。
入居支援の実利用者 1,354 人のうち、一般住宅への入居に結びついた実利用者数は 501 人。（P7）

4 成年後見制度利用支援事業について

- 46%（751 市町村）が実施となっており、年々増加。（P8）
 - ・ 実施市町村の割合は、平成 19 年 4 月が 28%（504 市町村）、平成 20 年 4 月が 31%（560 市町村）、平成 21 年 4 月が 38%（686 市町村）、平成 22 年 4 月が 40%（704 市町村）。
- 対象者は、実施市町村のうち、「市町村長申立てのみ」が 72%（543 市町村）、「市町村長申立て以外も含む」が 28%（208 市町村）。（P8）
 - ※ 対象者については、平成 19 年度までは「市町村長申立て」に限定していたところであるが、成年後見制度の利用を促進する観点から、平成 20 年度より「市町村長申立て以外も含む」こととした。
- 平成 22 年度の利用者数は 483 人となっており、年々増加。（P9）
 - ・ 平成 19 年度 272 人 → 平成 20 年度 339 人（対前年度 67 人増） → 平成 21 年度 411 人（対前年度 72 人増） → 平成 22 年度 483 人（対前年度 72 人増）
 - ・ 利用者数 483 人を助成対象別にみると、「申立費用のみ助成」が 298 人、「成年後見人の報酬のみ助成」が 115 人、「申立費用及び成年後見人の報酬を助成」が 70 人。
- 利用者 1 人当たりの平均助成額（年間）は、申立費用が概ね 1.9 万円、成年後見人等の報酬が 20.8 万円。（P9）
 - ※ 助成総額を、利用者数で単純に割った場合の助成額。

5 地域自立支援協議会について

- 89%（1,444 市町村）が設置となっており、年々増加。（P10）
 - ・ 設置市町村の割合は、平成 20 年 4 月が 66%（1,188 市町村）、平成 21 年 4 月が 79%（1,426 市町村）、平成 22 年 4 月が 85%（1,485 市町村）。

- ・ 平成 20 年 4 月 741 協議会 → 平成 21 年 4 月 953 協議会 → 平成 22 年 4 月 1,020 協議会
→ 平成 23 年 4 月 1,043 協議会

- 1,043 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている自立支援協議会は 80%（833 協議会）。(P10)

6 基幹相談支援センターについて

- 29%（465 市町村）が設置予定となっている。(P12)

【調査結果の概要（都道府県）】（括弧内は別添資料 2：調査結果（都道府県）のページ数）

1 指定相談支援事業所等について

- 指定相談支援事業所数は 2,882 事業所。
このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 68%（1,964 事業所）。(P1)
 - ・ 指定相談支援事業所数をみると、平成 20 年 4 月が 2,735 事業所、平成 21 年 4 月が 2,913 事業所、平成 22 年 4 月が 2,843 事業所。
 - ・ 委託相談支援事業所数をみると、平成 20 年 4 月が 1,801 事業所（66%）、平成 21 年 4 月が 1,851 事業所（64%）、平成 22 年 4 月が 1,778 事業所（63%）。
- 指定相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 67%（1,937 事業所）、医療法人が 8%（230 事業所）、特定非営利法人が 14%（418 事業所）。(P1)
- 指定相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 50%（1,469 事業所）、障害者支援施設が 18%（524 事業所）。(P1)
- 指定相談支援事業所で業務に従事する数は 8,115 人。
8,115 人のうち、相談支援専門員は 5,601 人となっており、年々増加。
8,115 人のうち、ピアカウンセラーは 855 人。(P2)
 - ・ 指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員は、平成 19 年 4 月が 2,523 人、平成 20 年 4 月が 4,431 人、平成 21 年 4 月が 4,908 人、平成 22 年 4 月が 5,465 人。
- 指定相談支援事業所の 15%（429 事業所）が 24 時間 365 日対応。(P3)
- 指定相談支援事業所の対象者は、「3 障害＋障害児」が 47%（1,384 事業所）、「3 障害のみ」が 11%（316 事業所）、「障害児のみ」が 1%（18 事業所）、「その他」が 41%（1,189 事業所）。(P3)
- 指定相談支援事業所のうち、地域包括支援センター等と一体的に総合的な窓口を設置している事業所は 8%（230 事業所）。(P3)

2 都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー事業）について

- 77%（34 都道府県）が実施。(P4)
 - ・ 実施都道府県の割合は、平成 19 年 4 月が 57%（27 都道府県）、平成 20 年 4 月が 68%（32 都道府

県)、平成 21 年 4 月が 66% (31 都道府県)、平成 22 年 4 月が 72% (34 都道府県)。

3 障害児等療育支援事業について

- 44 都道府県全てが実施。(平成 22 年 4 月時点調査では、47 都道府県のうち 46 都道府県が実施。) また、被災 3 県の 4 指定都市・中核市を除く 55 指定都市・中核市のうち、43 市が実施。(P6)

4 相談支援従事者研修について

- 平成 18 年度から平成 22 年度までの間の、初任者研修修了者の合計は 45,207 人、現任研修修了者の合計は 6,970 人。(P7)

〈初任者研修・現任研修修了者数〉

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合計
初任者研修修了者数	18,803 人	9,793 人	6,693 人	5,441 人	4,477 人	45,207 人
現任研修修了者数	1,156 人	1,196 人	1,016 人	1,754 人	1,848 人	6,970 人

5 サービス管理責任者研修について

- 平成 18 年度から平成 22 年度までの間の研修修了者の合計は、66,797 人。(P8)

〈サービス管理責任者研修の修了者数〉

分野	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合計
介護	2,775 人	4,172 人	5,265 人	4,404 人	4,112 人	20,728 人
地域生活(身体)	369 人	503 人	477 人	303 人	315 人	1,967 人
地域生活(知的・精神)	3,322 人	3,795 人	4,604 人	3,733 人	3,607 人	19,061 人
就労	2,373 人	3,819 人	5,094 人	4,158 人	4,010 人	19,454 人
児童	926 人	823 人	1,137 人	1,224 人	1,477 人	5,587 人
合計	9,765 人	13,112 人	16,577 人	13,822 人	13,521 人	66,797 人

6 都道府県自立支援協議会について

- 44 都道府県全てが設置。(平成 22 年 4 月時点調査では、47 都道府県全てが設置。)(P9)
- 44 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く)がメンバーとなっている自立支援協議会は 33 都道府県(75%)。(P9)
- 44 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 29 都道府県。
このうち、課題別に設置している都道府県は 29 都道府県。
このうち、人材養成関係が 19 都道府県、就労関係が 13 都道府県。(重複あり)(P10)